

聖謨と開宮林苑……………一〇

開宮林苑の異蹟……………一〇

聖謨、自ら北地を踏査せんとす……………一一

聖謨、大久保忠貞に容れらる……………一二

聖謨、実名臣言行録餘論を物して、大に時事を諷す……………一三

大久保忠貞の異蹟……………一四

大久保氏、施政の方針……………一五

聖謨、佐藤一齋に遇ふ……………一六

聖謨、大久保忠貞を愛す……………一七

大久保忠貞の異蹟……………一八

大久保忠貞の異蹟……………一九

大久保忠貞の異蹟……………二〇

大久保忠貞の異蹟……………二一

大久保忠貞の異蹟……………二二

大久保忠貞の異蹟……………二三

大久保忠貞の異蹟……………二四

大久保忠貞の異蹟……………二五

大久保忠貞の異蹟……………二六

大久保忠貞の異蹟……………二七

大久保忠貞の異蹟……………二八

大久保忠貞の異蹟……………二九

大久保忠貞の異蹟……………三〇

大久保忠貞の異蹟……………三一

大久保忠貞の異蹟……………三二

大久保忠貞の異蹟……………三三

大久保忠貞の異蹟……………三四

大久保忠貞の異蹟……………三五

大久保忠貞の異蹟……………三六

大久保忠貞の異蹟……………三七

大久保忠貞の異蹟……………三八

大久保忠貞の異蹟……………三九

大久保忠貞の異蹟……………四〇

大久保忠貞の異蹟……………四一

大久保忠貞の異蹟……………四二

大久保忠貞の異蹟……………四三

大久保忠貞の異蹟……………四四

大久保忠貞の異蹟……………四五

大久保忠貞の異蹟……………四六

大久保忠貞の異蹟……………四七

大久保忠貞の異蹟……………四八

大久保忠貞の異蹟……………四九

大久保忠貞の異蹟……………五〇

大久保忠貞の異蹟……………五一

大久保忠貞の異蹟……………五二

大久保忠貞の異蹟……………五三

大久保忠貞の異蹟……………五四

大久保忠貞の異蹟……………五五

大久保忠貞の異蹟……………五六

大久保忠貞の異蹟……………五七

大久保忠貞の異蹟……………五八

大久保忠貞の異蹟……………五九

大久保忠貞の異蹟……………六〇

大久保忠貞の異蹟……………六一

大久保忠貞の異蹟……………六二

大久保忠貞の異蹟……………六三

大久保忠貞の異蹟……………六四

大久保忠貞の異蹟……………六五

大久保忠貞の異蹟……………六六

大久保忠貞の異蹟……………六七

大久保忠貞の異蹟……………六八

大久保忠貞の異蹟……………六九

大久保忠貞の異蹟……………七〇

大久保忠貞の異蹟……………七一

大久保忠貞の異蹟……………七二

大久保忠貞の異蹟……………七三

大久保忠貞の異蹟……………七四

大久保忠貞の異蹟……………七五

大久保忠貞の異蹟……………七六

大久保忠貞の異蹟……………七七

大久保忠貞の異蹟……………七八

大久保忠貞の異蹟……………七九

大久保忠貞の異蹟……………八〇

大久保忠貞の異蹟……………八一

大久保忠貞の異蹟……………八二

大久保忠貞の異蹟……………八三

大久保忠貞の異蹟……………八四

大久保忠貞の異蹟……………八五

大久保忠貞の異蹟……………八六

大久保忠貞の異蹟……………八七

大久保忠貞の異蹟……………八八

大久保忠貞の異蹟……………八九

大久保忠貞の異蹟……………九〇

大久保忠貞の異蹟……………九一

大久保忠貞の異蹟……………九二

大久保忠貞の異蹟……………九三

大久保忠貞の異蹟……………九四

大久保忠貞の異蹟……………九五

大久保忠貞の異蹟……………九六

大久保忠貞の異蹟……………九七

大久保忠貞の異蹟……………九八

大久保忠貞の異蹟……………九九

大久保忠貞の異蹟……………一〇〇

起程、寺泊肆に在る順徳天皇の御故跡、并に日邊の宿りし家……………一〇

佐渡渡航のこと、并に………一一

聖謨、佐渡の宿屋改革を圖る……………一二

聖謨、まづ己れ一身を律す……………一三

聖謨は、改革より、寧ろ復古を以て、方針とす……………一四

民を御するは、欺かざるを第一とす……………一五

言のあり……………一六

水野忠邦の書簡……………一七

聖謨、幕府の排外説を憂へて、水野閣老に書を近りしこと……………一八

聖謨の意見、偶然に元禄年間の良尹、荻原氏の説と符合す……………一九

聖謨、管内巡見に關し、部下を嚴諭す……………二〇

聖謨、佐渡貧民の食物を檢す……………二一

聖謨、順徳天皇の御陵を拜して、感あり……………二二

順徳天皇の御事……………二三

順徳天皇の御事……………二四

順徳天皇の御事……………二五

順徳天皇の御事……………二六

順徳天皇の御事……………二七

順徳天皇の御事……………二八

順徳天皇の御事……………二九

順徳天皇の御事……………三〇

順徳天皇の御事……………三一

順徳天皇の御事……………三二

順徳天皇の御事……………三三

順徳天皇の御事……………三四

順徳天皇の御事……………三五

順徳天皇の御事……………三六

順徳天皇の御事……………三七

順徳天皇の御事……………三八

順徳天皇の御事……………三九

順徳天皇の御事……………四〇

順徳天皇の御事……………四一

順徳天皇の御事……………四二

順徳天皇の御事……………四三

順徳天皇の御事……………四四

順徳天皇の御事……………四五

順徳天皇の御事……………四六

順徳天皇の御事……………四七

順徳天皇の御事……………四八

順徳天皇の御事……………四九

順徳天皇の御事……………五〇

順徳天皇の御事……………五一

順徳天皇の御事……………五二

順徳天皇の御事……………五三

順徳天皇の御事……………五四

順徳天皇の御事……………五五

順徳天皇の御事……………五六

順徳天皇の御事……………五七

順徳天皇の御事……………五八

順徳天皇の御事……………五九

順徳天皇の御事……………六〇

順徳天皇の御事……………六一

順徳天皇の御事……………六二

順徳天皇の御事……………六三

順徳天皇の御事……………六四

順徳天皇の御事……………六五

順徳天皇の御事……………六六

順徳天皇の御事……………六七

順徳天皇の御事……………六八

順徳天皇の御事……………六九

順徳天皇の御事……………七〇

順徳天皇の御事……………七一

順徳天皇の御事……………七二

順徳天皇の御事……………七三

順徳天皇の御事……………七四

順徳天皇の御事……………七五

順徳天皇の御事……………七六

順徳天皇の御事……………七七

順徳天皇の御事……………七八

順徳天皇の御事……………七九

順徳天皇の御事……………八〇

順徳天皇の御事……………八一

順徳天皇の御事……………八二

順徳天皇の御事……………八三

順徳天皇の御事……………八四

順徳天皇の御事……………八五

順徳天皇の御事……………八六

順徳天皇の御事……………八七

順徳天皇の御事……………八八

順徳天皇の御事……………八九

順徳天皇の御事……………九〇

順徳天皇の御事……………九一

順徳天皇の御事……………九二

順徳天皇の御事……………九三

順徳天皇の御事……………九四

順徳天皇の御事……………九五

順徳天皇の御事……………九六

順徳天皇の御事……………九七

順徳天皇の御事……………九八

順徳天皇の御事……………九九

順徳天皇の御事……………一〇〇

右記行……………一〇

承前 山中に設けたる假屋……………一一

承前 山中療病のこと……………一二

承前 行届のこと、歴史……………一三

承前 三浦山に、木橋を建つ……………一四

承前 聖謨、檢を旨して、山林の檢閲を完せり……………一五

承前 古書齋に於る、聖謨の感……………一六

聖謨、山林檢閲に關し、將軍より異例の懇詞を受く……………一七

英國の高官、來航に關する和蘭人の密告、并に幕府の排外説……………一八

聖謨、幕府の排外説を駁したる證……………一九

鳥居燾卿、聖謨を愛す……………二〇

無人島事件……………二一

聖謨、將軍に華山の嶽に連坐せんとす……………二二

聖謨、幸ふじて尊徳を免れし理由……………二三

橋井小圃、聖謨を助ふ……………二四

聖謨、佐渡奉行となる(天保十一年)……………二五

聖謨の轉任に關する一説……………二六

佐渡奉行の任務……………二七

聖謨、江戸を發す、并に途上の所感……………二八

江戸に於る宛宅購求に關し、聖謨、いたく家人を戒めし言……………一〇

佐渡に在る、借借に關する笑話……………一一

新任の奉行を、迎ふるに關する話……………一二

聖謨、任滿して佐渡を去る……………一三

林圀後守、水野美濃守等問せらる……………一四

聖謨、小普請奉行となる(天保十二年)……………一五

聖謨、小普請局改革の事を委命さる……………一六

聖謨、哲書の條文變更を申請す……………一七

幕人の地位典例……………一八

聖謨、從五位下左衛門尉となる……………一九

革弊に關する聖謨の意見行はる、に因り、尙自戒する所あり……………二〇

聖謨、法令に關する所感……………二一

小普請局の改革成りて、政府の工事、徒費を減せしこと、聖謨、賞せらる……………二二

聖謨、讀書に關し、其書を採むべきことを記す……………二三

鳥居甲斐守のこと……………二四

矢部駿河守の案……………二五

聖謨、幸に鳥居派の毒手を免る……………二六

水戸普請、隱居謹慎……………二七

結城前守と鳥居甲斐……………二八

本書には「目次」が無く代わりは「小見出」でこの8倍もあります

佐藤一齋の異蹟……………一〇

聖謨、普請奉行に轉す……………一一

聖謨、佐久間象山と交際し……………一二

貴田幸也の異蹟……………一三

水野忠邦の異蹟……………一四

聖謨、水野忠邦を諷す……………一五

聖謨、監察局のために、彈劾さる……………一六

聖謨、奈良奉行に左遷せらる(弘化三年)……………一七

佐久間象山、寛政を作りて、聖謨を送る……………一八

岡本草堂の異蹟……………一九

聖謨、奈良に赴任す……………二〇

聖謨、新任の奉行を迎ふる借例……………二一

聖謨、奈良の舊都を懐ふの歌……………二二

聖謨、奈良の舊都を懐ふの歌……………二三

任地に於る、聖謨施政の方針……………二四

聖謨、興福院、眉間寺等に到り、又 聖武天皇の御陵を拜して嘯あり……………二五

正會院、三庫に關すること……………二六

聖謨、奈良に於る、著名の社等を訪ふ……………二七

聖謨、一乘院宮に詣りて、御陵のさまを拜して、嘯あり……………二八

聖謨、或る借例の誤を感し、厚く説諭せしに、忽ち悅服するに到る……………二九

奈良の郷黨に關する聖謨の考案……………三〇

各地奉行が、單に入堂を得んと欲せば、正理を忘る、に到るべし……………三一

治民に關する、聖謨の識……………三二

盜を寛典に處せしため、良民を害せり……………三三

聖謨、聖謨を悅服せしめたる話……………三四

又一 聖謨を悅服せしめたる話……………三五

聖謨、聖謨の流涕を嘆じ、聖謨大に都下を脅して、判決を速にせし話……………三六

同上の事蹟……………三七

悉くを讀くは、感を蒙るの外なし……………三八

家宣伊賀守、總領の遺容……………三九

聖謨、詩を賦すること、を始む……………四〇

聖謨、其學院に關し、某儒生に答へし言……………四一

聖謨、其進言録に記せし學問の道……………四二

承前、我が國體を述ぶ……………四三

聖謨、散樂、鉢の木を觀て感あり……………四四

論曲のうちの善を採る話……………四五

聖謨、吉野地方の巡見を始む……………四六

吉野巡行抄……………四七

承前……………四八

承前、大普當御物、矢部玄……………四九

聖謨、十津川人の氣質を稱す……………一〇

開宮林苑、夏祭に、饗足奉行の節……………一一

奈良市街に關する、聖謨の考案……………一二

聖謨、御陵を拜して、嘯あり……………一三

古記に關する、聖謨の考案……………一四

人丸祭のこと……………一五

寶山寺に於る、當時の形態……………一六

法隆寺のこと……………一七

聖謨、西洋の事情を考究して、巴里を聖謨、長男を夫ふ……………一八

聖謨、其長子の忌日に當り、因徒に魚食を興ふ……………一九

春日の虎を殺せしものに對する聖謨の所斷……………二〇

大道成敗といふこと……………二一

不容而後去、その古語を引いて、聖謨考説を述ぶ……………二二

聖謨、長男を夫ふ……………二三

聖謨、其長子の忌日に當り、因徒に魚食を興ふ……………二四

春日の虎を殺せしものに對する聖謨の所斷……………二五

聖謨の民は、何故清情なる歟との説を吐て、聖謨、其考案を言ふ……………二六

聖謨、一乘院宮に詣りて、御陵のさまを拜して、嘯あり……………二七

聖謨、一乘院宮に詣りて、御陵のさまを拜して、嘯あり……………二八

承前、初瀬寺……………二九

承前、多武峰……………三〇

承前、聖謨、長男の母を拜す……………三一

承前、聖謨、長男の母を拜す……………三二

承前、聖謨、長男の母を拜す……………三三

承前、聖謨、長男の母を拜す……………三四

承前、聖謨、長男の母を拜す……………三五

承前、聖謨、長男の母を拜す……………三六

承前、聖謨、長男の母を拜す……………三七

承前、聖謨、長男の母を拜す……………三八

承前、聖謨、長男の母を拜す……………三九

承前、聖謨、長男の母を拜す……………四〇

承前、聖謨、長男の母を拜す……………四一

承前、聖謨、長男の母を拜す……………四二

承前、聖謨、長男の母を拜す……………四三

承前、聖謨、長男の母を拜す……………四四

承前、聖謨、長男の母を拜す……………四五

承前、聖謨、長男の母を拜す……………四六

承前、聖謨、長男の母を拜す……………四七

承前、聖謨、長男の母を拜す……………四八

承前、聖謨、長男の母を拜す……………四九

承前、聖謨、長男の母を拜す……………五〇

承前、聖謨、長男の母を拜す……………五一

承前、聖謨、長男の母を拜す……………五二

承前、聖謨、長男の母を拜す……………五三

承前、聖謨、長男の母を拜す……………五四

承前、聖謨、長男の母を拜す……………五五

承前、聖謨、長男の母を拜す……………五六

承前、聖謨、長男の母を拜す……………五七

承前、聖謨、長男の母を拜す……………五八

承前、聖謨、長男の母を拜す……………五九

承前、聖謨、長男の母を拜す……………六〇

承前、聖謨、長男の母を拜す……………六一

承前、聖謨、長男の母を拜す……………六二

承前、聖謨、長男の母を拜す……………六三

承前、聖謨、長男の母を拜す……………六四

承前、聖謨、長男の母を拜す……………六五

承前、聖謨、長男の母を拜す……………六六

承前、聖謨、長男の母を拜す……………六七

承前、聖謨、長男の母を拜す……………六八

承前、聖謨、長男の母を拜す……………六九

承前、聖謨、長男の母を拜す……………七〇

承前、聖謨、長男の母を拜す……………七一

承前、聖謨、長男の母を拜す……………七二

承前、聖謨、長男の母を拜す……………七三

承前、聖謨、長男の母を拜す……………七四

承前、聖謨、長男の母を拜す……………七五

承前、聖謨、長男の母を拜す……………七六

承前、聖謨、長男の母を拜す……………七七

承前、聖謨、長男の母を拜す……………七八

承前、聖謨、長男の母を拜す……………七九

承前、聖謨、長男の母を拜す……………八〇

承前、聖謨、長男の母を拜す……………八一

承前、聖謨、長男の母を拜す……………八二

承前、聖謨、長男の母を拜す……………八三

承前、聖謨、長男の母を拜す……………八四

承前、聖謨、長男の母を拜す……………八五

承前、聖謨、長男の母を拜す……………八六

承前、聖謨、長男の母を拜す……………八七

承前、聖謨、長男の母を拜す……………八八

承前、聖謨、長男の母を拜す……………八九

承前、聖謨、長男の母を拜す……………九〇

承前、聖謨、長男の母を拜す……………九一

承前、聖謨、長男の母を拜す……………九二

承前、聖謨、長男の母を拜す……………九三

承前、聖謨、長男の母を拜す……………九四

承前、聖謨、長男の母を拜す……………九五

承前、聖謨、長男の母を拜す……………九六

承前、聖謨、長男の母を拜す……………九七

承前、聖謨、長男の母を拜す……………九八

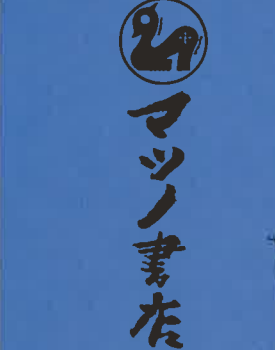
承前、聖謨、長男の母を拜す……………九九

承前、聖謨、長男の母を拜す……………一〇〇

川路聖謨之生涯

佐渡奉行をはじめ内政・海防から
初のロシア領土問題解決まで
大きな足跡を遺した幕府高官
川路聖謨の生涯を伝える活潑な伝記!

限定二百部復刻





『川路聖謨之生涯』の味わい深さ

作家 中村彰彦

江戸幕府は、なかなか良い官僚育成制度を工夫していた。布衣（御目見以上）の者の嫡男が武芸、学力のいずれかの試験に合格し、「番入り」といって書院番組か小姓番組に入ることを許されると、いずれは徒頭、小十人頭などを経て目付や遠国奉行に登用される道がひらけるのだ。

川路聖謨（享和元年（一八〇二）～慶応四年（一八六八））の場合にはエリートとして「番入り」から出世街道を歩みはじめたわけではなかったが、文化九年（一八一二）、徒士という下級の身分の家から小普請組の川路光房のもとへ養子入りしたところから運がひらけた。小普請組支配の石川忠房（のち勘定奉行）に才気を認められて、十八歳にして勘定所の筆算吟味の試験に合格。翌文政元年（一八一八）に支配勘定出役に採用されるや、評定所留役（書留役）、寺社奉行吟味物調役当分助、勘定組頭格と昇進し、能吏としてひろく知られるに至るのである。

その間に聖謨が裁定に関与した最大の事件は、文政十二年、但馬出石藩に勃発した仙石騒動であった。

これは一言で言えば、藩の財政建て直しをめぐる仙石左京ら改革派と仙石酒造ら保守派の争い。聖謨は寺社奉行脇坂安董（播州龍野藩主）に命じられていわば予審判事の役をつとめ、結果として仙石左京を獄門、ほかに死罪二名、遠島三名、関係した老中松平康任は隠居謹慎、幼君道之助は閉門、出石藩は五万八千石から三万石に減封という峻烈な裁断を導き出した。

当時、江戸ではこの裁定を称えるあまりに、「五万石でも脇坂様は花のお江戸で知恵頭」と謳われたほどであり、聖謨の名も十一代將軍家斉や老中首座大久保忠真に知られるに至った。そのため仙石騒動が一件落着となった天保六年（一八三五）、かれは勘定吟味役という名の幕府会計の監督官に登用され、これまでに

九十俵三人扶持でしかなかった収入は五百石に役高三百俵と十倍近くにふくれ上がった。本書『川路聖謨之生涯』は、右のような足跡を歴史に刻むことから始まった有能な幕臣の一生を克明にたどった伝記である。天保十一年佐渡奉行、弘化三年（一八四六）奈良奉行、嘉永四年（一八五二）大坂町奉行と遠国奉行をも歴任した聖謨は『島根のすさみ』『寧府紀事』などの著作や日記を残した文章家でもあり、本書の編述者川路寛堂（幼名太郎）はその孫に当たる。それだけに本書の記述には

いでほしい、という不退転の覚悟で再交渉にあたったことをあきらかにしているのは、まことに興味深い。昨今の日本の政治家ないし官僚には外交音痴が多いそうだが、鎖国政策を開国に切り換えて初めての国境画定交渉に際しては、外交のガの字も知らなかったはずの聖謨が誠心誠意対応することによってみごとな果実を手にしたのである。

このことについても、本書は「聖謨日記」を引用することによって交渉の水面下の事情を伝えている。

「魯西亜は、虎狼之国と世に申候、然るや。又は、信義の国なりや、いかに。道理を守らば、わがことに随ひ候へとて、理をつくし候て申論候処、大に承伏いたし候而、エトロフへ立入間敷、カラフトに手さしただし不申差出置候軍兵、引払可申旨申之、すらすらと参り可申体なり」

カラフトは両国雑居の地と定められたものの千島列島方面の国境はエトロフ島とウルップ島の間とされたから、この外交交渉は実質上日本の勝利に終わったわけである。

しかも本書の味わい深いところは、右のような結果を述べて次の話に進んでしまうのではなく、聖謨とプチャーチン及びその書記官との人間関係にも踏み込んでいる点である。嘉永七年一月、再会した聖謨とプチャーチンが日露和親条約締結の予備交渉をおこなった時のやりとりは、特に印象深い。

ロシア艦内で晩餐会が開かれて互いに酒杯を重ねると、プチャーチンの書記官が聖謨の持つ白扇をもらい受けてから、懐中時計を見せてほしい、といった。聖謨のそれが銀側の品に糸紐をつけただけのものと知った書記官は、糸紐を金鎖につけ替えてこういった。

「これ過刻恵まれし美扇の酬答、且は記念のためとして、受納ありたし」

驚いた聖謨が固辞しても、相手は承諾してくれない。するとプチャーチンが、

「余にも、全権の御時計を、みせ給へよ」

と口を挟んでまだ書記官の手に使っていた懐中時計を受け取り、聖謨に伝えた。

「此御時計と、鎖りとは、色の連合、少しあしければ、今余をして一小時儀を、川（路）全権に呈することを許さしめよ」

プチャーチンは銀側の懐中時計に金の鎖は似合わないという理由をつけ、金時計に金の鎖をつけ替えて聖謨にプレゼントしたのである。

川路家に伝わる文書類ばかりか聖謨が寛堂にじかに語り残したところに負う秘話も少なくなく、他の追隨を許さぬ評伝となっている。

聖謨の一世一代の晴れ舞台が、ロシア使節プチャーチンとの日露国境画定交渉であったことはよく知られていよう。すなわち嘉永六年（一八五三）六月三日にペリーが来航してからわずか一カ月半後の七月十八日、プチャーチンが軍艦四隻を率いて長崎にあらわれたと報じられた同地出張を命じられたのが、勘定奉行と海防掛を兼ねていた聖謨であった。

カラフトの国境は北緯五十度をもつてし、千島列島方面においてはウルップまでを日本領とする。こういった腹案で交渉を開始した聖謨に対し、プチャーチンはカラフトは全島、千島列島方面ではウルップまでがロシア領だ主張して止まなかった。

老中首座阿部正弘にしても右のような中間報告を受けて不安を覚え、聖謨に伝えた。

「談判の形勢に依ては、是迄の訓令を放棄し、臨機の処置あるも、妨げなし」

この時の聖謨の反応について、本書が「聖謨日記」を引いて、

「身は差上置致たれば、心配なし」

つまり、体は国に差し上げたものであるから気にしな

これをもってしても日露両国を代表した二人の個性が察せられ、このような味わい深さが本書を浩瀚ながら滋味豊かな史伝たらしめていることがおわかり頂けるのではあるまいか。

なお本書は第一章、第二章といった章立てをせず、「聖謨の父」「聖謨生る」といった小見出しの次に地の文が続くという筆法がとられている。そして結尾近くには「聖謨、辞世の詩歌を記す」「聖謨自殺す（明治元年三月十五日）」という小見出しが立てられる。文久三年（一八六三）に隠居、慶応二年（一八六六）には中風の発作を起こして左半身不随となっていた聖謨は、江戸城が官軍に引き渡されたという噂の真偽も確かめず腹を切り、ピストルで喉を撃つて幕府に殉じたのである。

幕府を代表する名官僚川路左衛門尉聖謨は、享年六十八であった。

なお本書元版は明治三十六年（一九〇三）十月の出版であり、昭和四十五年（一九七〇）九月に世界文庫から覆刻された際の部数は限定九百三十部、頒価は一万三千元であった。私架蔵しているのはその内のナンバー315だが、定評ある日本歴史学会編『明治維新人名辞典』なども聖謨についての参考文献としては、本書を第一等に推している。

幕末維新史に関心のある皆さんにあえてお薦めするゆえんである。

内容見本

(90%縮小)

是に由て之を觀れば、聖謨が讀書を樂みとせしこと、且は實踐の學を常に勉めしことは、明かなるが如し。

前にも述し如く、聖謨は儉且謙を以て、其身を處せむことを勉めしため、管下人民に對しても、常に思ふことありとて、日記に掲げしものあれば、茲に又これを録せむ。

けふ途中に而、（獨者按るに、巡見の途中を云なり）晝休いまた四ツ前なれば、小休の所にて、密に辨當にいたしけるに、例の燒飯をこりに入たること故、いつにてもこまらぬなり。呂伯程の身からの人、三代の頃は、甘棠のもとに、政を聞たりといふにあらすや。今政のことはさて置、某等か巡村にても、民の勞すること夥しきなり、それをいさひて、辨當など嚴敷せしか、それにもまたく勞することは多かるへし。之かし密に聞くに、某か嚴しくせしため、村々の入費は、以前、奉行か巡村せし時の三分一に減したりといふ。されど巡村の入用は、高割になるゆゑ、一村の一人前にかゝることは、存外に少し、唯々奉行を名として、其割元の役人共か、飲食する入費の多きため、村入用大に嵩むことなり。されは某か骨を折て、村入費を減せんとすれば、却てあらかたからぬものあるへし、依て氣受といふことを論せむには、寧ろ村入用の程よく多きかたをよしとすへし、笑ふべきことならずや。之かし兎に角、奉行か華美、傲奢を好む氣味あれば、必ず民を勞すること多きか故、たどひ甘棠の下に、政をきく程の手輕なることはならぬとも、其こゝろはなくて叶ふまし。され共又華美、傲奢と

六十七

(部分)

■見たことのない本書「元版」は明治36年刊で、昭和45年に「世界文庫」社から復刻されました。「元版」は以前から入手不可能で、復刻するには「世界文庫」版を利用するしかありません。でも復刻版を何冊見てもすべて文字は薄く印刷ムラも多いため（原本も同じ）、今回はその中からよりきれいな本を選び、最新技術を駆使して立派に仕上げます。

■最後まで予約特価一万五千円のもりでした
が、半世紀近くも前の他社復刻版と同じ一万三千円に据え置きました。

■威張るようですが印刷・製本・装幀・部数など、価格以外の差は比較になりません。なおすぐ売り切れると思っておりますので定価はなく、もし残部が生じた場合は時価です。どうぞ予約特価でお求め下さい。 Q 生

■体 裁 上製箱入

■特 価 A5判 七八〇頁

■特 価 一万三千元（税十）

■特 価 平成26年4月10日

■特 価 平成26年5月中旬

■特 価 限定二百部（番号入）

▼書店不卸 ▼締切厳守 ▼返本OK

山口県周南市銀座2-13

マツノ書店

URL <http://www.matsumoto.com>

これよりは、怠たるにはあらねども、急なる性質にかたよぬ様に、心すへしと思ふなり。

又、奈良市中の警察を厳にし、前にも記し、如く、強盗を、捕ふるに勉めしゆゑ、盜難の減せしこと、事實明なれば、其趣、日記中を左に抄録す。

十八日、晴、(前同年同月)御用日にて、白洲へいてたり。○盜賊の減少せしめしに、訴書按に、盜難の訴なりを調へみし處、昨年は、一ケ年にて、百六十度ありて、忍入なども多し。當年は、七月十二日まで、四十度ならてはなし、忍入は至て少し。依て思へば、盜賊は半分に成しなり。盜賊を召捕ことも半分にて、番非人共は、困しむへし、なれ共、締りを破り候盜賊、訴ありて、十日の内、其盜賊を捕へたるもの、并に戸明の盜人にも、之を召捕たる番人には、即日、褒美を余手限りにて遣すなり。こゝに入用はか、れ共、牢内の飯米、四分一餘に減したれば、それをもて、憤ふに大に餘るなり。まかし牢内に、病人なきゆゑ、醫者こまると云、一笑なり。

又、民事の滯滞少きがゆゑ、原被とも、奈良市中に、滯在するもの大に減せし由、日記中に、聖謨筆せしことあれば、左に録しぬ。

十九日、曇、(同年同月)此程、公事少く、郷宿按に、訴訟人の多宿泊する旅店共助成薄く、又、木辻町の遊所なども、さひし、と云なり。

一躰は、公事人共、百五六十人は滯在いたし居候と常なるよし。然るに、此程、半分もなしといふ。よりに調へみるに、盆前に多くかた附て、當時、惣公事數、七ツにて、歸村中の者等あり。全く動き居るは、二口なり。

郷宿、二十軒へ割みれば、僅かなるものなるへし。尤御用日の度々に、出る目安、其外のもの共あれば、新舊の公事惣數を、合せ舉れば、訴訟人の數、五六十人にも及ふへし。

又訟件、統計をなし、ことありとて、日記中に筆せしことあれば、左に、

廿三日、晴、(同年同月)公事數の調をさせみしに、一昨年は、池田按に、聖謨に先だちし奈良奉行なり御用召に付、調へ出来不申、其前

年、三百口にて、六十口餘、翌年へ越たり。去年は、千口餘にて、三十口餘、當年へ越たり。當年は、七月迄に、九百口ありて、二口盆後へ越たり。與力共の出精するも無相違。又大和一國より、昨年盆後より當年へかけ、願出し一件、多きも相違なし、今迄、公事數調といふとなく、所司代御參府之節、公事數之書付差出法をもて、取調たるに、それにては間違ありて、全の事實得かたき故、江戸の流義を教遣し、公事訴訟残りもの、譯、且願と、公事と、出入といふ辨別を書みせしに、皆驚嘆して、奇怪を唱ふる異説を、いふ如くおもふ躰なり。

依て、矢張、奈良流の調へに据置たり。公事銘帳といふもの、初て、昨年余か好みによりて出来しのみ、田舎は驚入たる事にて、與力共皆太古の人の如く、何にてもすめは、すみ來る故に、仕來を容易に改められぬなり。魚目、燕石を舉世、珠玉といはむに、争ふは無益なり。これ干和か、あしきられて、血の涙を流せしわけなり。余、因循苟且を好むにあらす、この調いかにと、萬一御尋あるとも、御役所の仕來なれば差支なし。又二口、三口の相違あれはとて、人の害になること更になし。却て、江戸流にするかた、與力、同心共不馴にて、難義をなし、筆墨を費すなり。依て、かゝる類のことは、總て擯はすに置り。只、けしからぬ牢間按に、拷問のとなり又は名代のものへ、手鎖を申付る類を改しにて、其餘を去るへし。

聖謨は、訟の庭に於て、原被の訴答を聴き、これを公判せむとするに當り、誠を盡して、正理を誤らざるに注意せしは、述るまでもなきことなれど、これに關し、聖謨が日記に筆して、弟清直に示し、ことこのあれば、左に録せむ。

入組たる出入ものあり、與力に掛るよりは、手に取てせむと思ひ、九ツ時より白洲

■本書がいかにか多くの文獻に当たつて
いるかを知らしむるに、連続五頁です。

■この二四三頁は作戦図のため
次頁下段へ移しました。